福島県旅行商品プロモーション支援事業（ふくしまアフターDC）Ｑ＆Ａ

令和８年 10 月６日作成

＜申請について＞

Ｑ１　補助金の対象経費に消費税は含まれるのか。

Ａ１　補助金の対象経費は、消費税抜きとなります。また、１円未満は切り捨てとなります。

Ｑ２　申請書類等に押印は必要か。

Ａ２　申請書類等の押印は省略できますが、その場合、責任者名及び担当者名を記入してください。

Ｑ３　申請書等の提出はファクシミリや電子メールでもよいか。

Ａ３　申請書等のうち、押印を求めない様式に関しては、電子メールでの提出が可能です。なお、ファクシミリの申請は、文字等が不鮮明になってしまうためご遠慮願います。

Ｑ４　同じ年度内に一度申請した会社だが、別の旅行商品でも改めて申請ができるか。

Ａ４　１事業者につき２商品まで申請可能です。ただし、同一商品に対する補助は１回限りとなります。

※同一商品…日程が別で同内容の商品

Ｑ５　申請限度回数は支社毎での回数か。

Ａ５　旅行会社１社当たりの回数です。

Ｑ６　福島県以外の観光地がツアー行程に含まれている場合は補助対象になるか。

Ａ６　福島県内で条件を満たすツアーを実施するのであれば、補助対象となります。

Ｑ７　当該申請に係る旅行商品以外の商品等を併せて広告宣伝する場合、経費の按分はどうすればよいか。

Ａ７　掲載面積が掲載ページの２分の１を超える場合：按分率 100％
掲載面積が掲載ページの２分の１以下かつ４分の１を超える場合：按分率 50％
掲載面積が掲載ページの４分の１以下の場合：按分率 25％

Ｑ８　対象となる観光素材はどこから参照すればよいか。

Ａ８　ふくしま DC 特設サイトの内、下記に掲載されている観光素材が対象です。（車窓見学のみは除く）
①ふくしま DC 特別企画（風の恵・風の香・風の詩・風の路・JR 東日本特別企画）
②DC 関連企画
③スポット（宿泊施設は除く）
なお、観光素材については、添付書類の旅程表に施設名等を記載してください。

＜他の助成制度との併用について＞

Ｑ９　福島県が行っている福島県内周遊貸切バス借上支援事業との併用は可能か。

Ａ９　福島県内周遊貸切バス借上支援事業との併用は可能です。

＜実績報告について＞

Ｑ１０　ツアーが催行されなかった場合、補助金は交付されないか。

Ａ１０　広告宣伝を行った実績があれば交付します。